

(仮称) 小田原市保育所等訪問支援の事業の運営等に関する条例案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市保育所等訪問支援の事業の運営等に関する条例
政策等の案の公表の日	平成28年12月15日(木)
意見提出期間	平成28年12月15日(木)から平成29年1月13日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	1件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他(質問など)	1

〈具体的な内容〉

(1) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	駅周辺に障害をお持ちの方を受け入れやすい施設を作るべき。	D	今回の意見募集と直接関係のないことから、参考意見とします。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	条例の新規制定ではなく、小田原市障害児通園施設条例の一部改正とします。	直接的に事業を行うのは、障害児通園施設つくしんぼ教室であるため、つくしんぼ教室の事業の運営を規定している小田原市障害児通園施設条例の一部改正とします。 なお、保育所等訪問支援事業の内容そのものに変更はありません。